

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 9 月 21 日まで
② 昭和 41 年 11 月 1 日から 44 年 4 月 26 日まで

私は、社会保険事務所で、申立期間の脱退手当金を受給していると言われたが、脱退手当金を受給したとされる時期には、勤務していた事業所の所在地から転居しており、脱退手当金を受給できるはずがない。私は、当時、脱退手当金制度も知らなかったため、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と申立期間②の間にある3回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっていることが確認でき、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間の一部と申立期間①は同一事業所であるとともに、未請求となっている3回の被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間②に係る事業所において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人の被保険者資格喪失日前後各2年間に資格喪失した5名のうち、申立人以外に脱退手当金の支給記録は確認できないことを踏まえると、当該事業所が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い上、支給されたとする脱退手当金の額も法定支給額と相違している。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和26年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月21日から同年4月21日まで

私は昭和24年3月から62年6月までの間、A社（現在はB社）の本社及び各工場で継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

申立期間は、私が昭和26年3月21日付けで、同社C工場から本社へ異動した時期に当たる。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る人事台帳などから、申立人はA社に継続して勤務（昭和26年3月21日にA社C工場から本社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年4月の社会保険庁の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社では、申立事業所における申立期間当時の社会保険関係資料が無いとして、当該期間に係る厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料等が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月 1 日から 39 年 6 月 30 日まで
② 昭和 40 年 10 月 2 日から 42 年 4 月 14 日まで

私は、社会保険事務所で 63 か月分の脱退手当金を受給したとされているが、脱退手当金が支給済みとなっている期間のうち、34 か月分の脱退手当金を 2 万円程度、受給したことは記憶しているが、申立期間の事業所に係る合計 29 か月分の脱退手当金は受給していないので、受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間②に係る事業所の被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の記載が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間②の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立事業所②の資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 6 月 26 日に申立事業所①の被保険者記号番号に重複整理されていることが厚生年金保険被保険者記号番号簿で確認できることを踏まえると、申立期間②に係る事業所での資格喪失後、当該事業所の加入期間だけでは脱退手当金の請求要件を満たさないために、申立期間①に係る事業所の厚生年金保険の記号番号に統合する処理が行われたものと推認される上、申立人が受給を認めている期間と申立期間は、社会保険庁の記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立人が受給したと述べている 2 万円と申立人に支給されたとする 63 か月分の脱退手当金の額は、近接しているほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月31日まで

私は、申立期間に係る事業所に昭和19年10月に入社したが、20年8月の空襲のため、帰郷した。当時、空襲及び終戦の中で脱退手当金制度を知らず、脱退手当金を受給するはずが無いので、受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄に、脱退手当金の支給記録が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る事業所の被保険者名簿において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失した者の脱退手当金の支給状況を確認したところ、47名のうち27名に脱退手当金の支給記録があることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は申立期間に係る事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無く、申立人に脱退手当金が支給決定された昭和21年8月当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないと認め、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 5 月 1 日まで
年金に関する会合で若い時の厚生年金保険を確認するよう指導され、私の厚生年金保険の記録を確認したところ、脱退手当金を受給したこととされていた。私は、当時脱退手当金制度を知らず、退職金も受け取っていないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄に、脱退手当金の支給記録が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る事業所の被保険者名簿において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失した者の脱退手当金の支給状況を確認したところ、14名のうち12名に脱退手当金の支給記録があり、その全員が申立人の脱退手当金の支給決定日と同一となっていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は申立期間に係る事業所を退職後、昭和 52 年 4 月 1 日に厚生年金保険に加入するまでの約 28 年間、厚生年金保険への加入歴が無く、申立人に脱退手当金が支給決定された 24 年 10 月当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないと認め、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 378 (事案 178 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年12月5日から32年3月15日まで
② 昭和32年3月25日から同年9月6日まで
③ 昭和32年10月20日から42年10月15日まで

申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所へ照会したところ、当該期間については、既に脱退手当金を受給済みである旨の回答をもらった。

私は、会社から退職金及び厚生年金保険の脱退手当金をもらったことが無く、年金手帳を受け取ったことも無い。

当該申立期間について、厚生年金保険の年金額に反映させてほしい。

また、当初の判断後、申立期間③に係る事業所からの文書を入手したので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、次の理由により、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

1 申立てに係る事業所において被保険者名簿の申立人が記載されているページのその前後50名のうち、申立人の資格喪失日からおおむね前後2年以内に資格喪失した女性であって、同社で2年以上の被保険者期間がある者(3名)の脱退手当金の支給状況を確認したところ、3名全員が厚生年金保険の資格喪失日から3か月以内に支給決定されており、管轄社会保険事務所が保管する申立人に係る申立期間の脱退手当金裁定請求書の写し、同手当金受領に係る申立人の当該事業所事務担当者への委任状の写し、申立人に係る昭和42年分の退職所得の源泉徴収票(同手当金領収書を含む。)の写しを確認できるほか、当該事業所に照会した結果、「当時は、事務担当者が代理で、

脱退手当金の請求を行い、受領していた。」との回答を得ている上、脱退手当金の支給記録のある元同僚から聴取した結果、「会社から説明があり、脱退手当金をもらった記憶はあるが、具体的な受取方法は覚えていない。」旨の回答を得ていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされていたものと考えられる。

- 2 また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から3か月余り後の昭和43年2月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

申立人は、脱退手当金を受給していないことを示す資料として新たに申立期間③に係る事業所が作成した文書を提出したが、当該文書には、「当時、年金がどうなるかわからないので脱退一時金を貰う人が多いので本人に十分な説明をしないで手続きをしたことは事実」と記載されていることから、当該事業所で脱退手当金の代理請求が行われたことが追認できるのみであり、当初の決定を変更すべき事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月から28年12月まで
② 昭和29年1月から30年12月まで
③ 昭和36年3月から38年12月まで

申立期間①についてはA社の道路工事現場で、申立期間②についてはB社の河川工事現場で、申立期間③についてはC社という飲食店、又はその関連会社と思われるD社が経営する飲食店で、それぞれ勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、全申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

しかし、私は、各申立期間当時に申立事業所で間違いなく勤務していたので、厚生年金保険に加入していたと思う。

各申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が挙げた元同僚の供述などから、申立人が当該期間当時、A社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、昭和30年5月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間①当時の元事業主の所在も不明であることなどから、当該期間における申立人の在籍はもとより、厚生年金保険の加入状況等が不明である。

また、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が挙げた元同僚について、

同社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②については、申立人が挙げた元同僚の妻の供述などから、申立人が当該期間当時、申立事業所が関係する河川工事現場に勤務していたことがうかがえる。

しかし、当該工事現場を管轄区域とするB社E支店では、同支店が保管している申立期間②を含む昭和26年9月から31年末までの厚生年金保険の加入状況を記載した被保険者台帳に申立人の氏名は無いとしている上、申立期間②当時、短期間の現場作業員については、厚生年金保険に加入させていなかったと考えられると供述している。

また、社会保険事務所が保管する同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間②及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が挙げた元同僚について、同支店に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③については、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が挙げた2つの事業所のうち、C社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

一方、F社（現在はG社）という名称の適用事業所が確認できるものの、G社では、同社は衣料品関連事業所であり、これまでに飲食関連事業を行ったことは無いとしている。

また、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間③及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られない上、申立人が挙げた元同僚の氏名も無い。

さらに、申立人は、申立期間③において、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が、申立期間③の大部分を含む昭和36年4月から45年3月までの間、国民年金に加入の上で、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の全申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月ごろから同年 8 月 1 日まで

私は昭和 48 年 4 月ごろから同年 9 月 1 日までの間、A 社（現在は B 社）に継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私が申立事業所に勤務していた 5 か月くらいの期間は、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた元同僚の供述から、申立人が申立期間当時、申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立事業所の元専務及び元常務は「従業員によって、3 か月から 6 か月の見習期間を設けていた。」と供述している上、複数の元同僚も「申立事業所では申立期間当時、従業員には入社後 3 か月の見習期間を設けており、この間は厚生年金保険に加入させていなかった。」、「自分は入社して約 6 か月後に厚生年金保険に加入している。」と供述していることなどを踏まえると、当該事業所では申立期間当時、従業員については採用後、直ちには厚生年金保険へ加入させていなかったことがうかがえる。

また、B 社では、申立期間当時の関係資料は保管していないとしているため、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

さらに、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者記録が、申立期間直後の昭和 48 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの間、確認できるのみであり、申立期間について、

申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月1日から28年2月1日まで

私は昭和26年6月1日から28年2月1日までの間、A社の遊技場で継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は昭和28年2月1日に退職するまで、申立事業所で勤務していたことは間違いないので、申立期間中も厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述などから、申立人が申立期間当時、申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、全被保険者21人中、事業主、支配人及び申立期間以前に資格喪失している7人を除く計12人全員（申立人を含む）が、申立期間の始期である昭和27年2月1日付けで資格喪失していることが確認できる。

また、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡していることなどから、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明である。

さらに、前出の被保険者名簿では、申立人の被保険者記録が昭和26年6月1日から27年2月1日までの間、確認できるのみであり、申立期間について、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。